

磐田市国民保護計画 ー変更案の概要ー

(平成 31 年 3 月 22 日／磐田市総務部危機管理課)

磐田市国民保護計画の変更案の概要は、次のとおりである。

1 国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画の変更の反映

平成 19 年 3 月に策定した本市の国民保護計画は、軽微なもの（防災担当課の名称変更など）を除き、内容の変更を行っていないため、これまでに変更された国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画の内容を反映させるものである。

2 市国民保護対策本部の設置に関する事項の変更

国民保護対策本部の設置場所を市地域防災計画に定める防災センターに変更するとともに、防災センターが被災した場合の予備施設の開設順位を明確にする。

3 市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に伴う変更

原子力発電所から半径 10km とされていた重点区域が見直され、市域が緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれることとなり、平成 25 年 3 月、市地域防災計画に原子力災害対策編を作成することになった。

これを受け、静岡県版市町国民保護モデル計画（平成 18 年 4 月）を参考として、武力攻撃原子力災害への対処について変更するものである。なお、計画の変更にあたっては、国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画のこれまでの変更内容を反映させる。

4 資料編の新規追加

- (1) 各部局が実施する国民保護措置に関する平素の業務を資料 201-1 として追加する。
- (2) 武力攻撃事態等に対処するため、初動連絡体制を資料 301-1 として追加する。
- (3) 市国民保護対策本部の組織及び所掌事務について、それぞれ資料 302-1、資料 302-2 として追加する。

5 その他軽微な変更等

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の名称等の変更に伴う変更
- (2) 適正な記載への修正、誤記の訂正、気象観測値等の時点修正など所要の変更

1 国民の保護に関する基本方針及び県国民保護計画の変更の反映

編	章	変更要旨	新旧対照表
第1編 総論	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	○武力攻撃事態及び緊急処理事態の特徴等について、国民の保護に関する基本指針の記載内容を基に整理する。	P6~P9
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	○国民保護措置の実施に伴う損失補償に、車両等の破損措置に関することを追加する。 ○情報伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を追加する。 ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を追加する。 ○安否情報の収集・提供を円滑に実施するため、安否情報システムの利用を追加する。 ○訓練に関する記述を整理するとともに、様々な訓練想定を例示するなど、武力攻撃事態等の対応能力の向上が図られるよう修正する。	P10~P12
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	○要配慮者から避難行動要支援者への用語の変更、避難行動要支援者名簿の活用など災害対策基本法の改正を反映させる。なお、第3編、第4章においても同様の変更がある。 ○救援を実施する際の収容施設に関する基礎的資料について、その記載事項を整理する。 ○知事が行う避難施設の指定に際して提供する情報について、具体的な例示を追加する。	P13~P14
第3編 武力攻撃事態への対処	第3章 関係機関相互の連携	○国・県の現地対策本部との連携に関する記述を整理する。	P16
	第4章 警報及び避難の指示等	○警報の内容の伝達方法について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携した情報伝達手段を用いることなどを追加する。 ○情報伝達のフロー図のうち、関係機関への警報の流れ、市長から関係機関への避難実施要領の流れの2図を整理する。 ○弾道ミサイル発射時に全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報の伝達と落下時の行動の周知に努めることを明記する。 ○大規模集客施設等における避難に関する留意事項を追加する。	P18~P21
	第5章 救援	○救援事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管されたことに伴い変更する。	P22

編	章	変更要旨	新旧対照表
第3編 武力攻撃 事態等への対処	第6章 安否情報の 収集・提供	○外国人登録原票の廃止に伴い、安否情報を収集する際の参考資料を変更する。 ○安否情報の知事への報告に、安否情報システムを利用するなど、記述を整理する。 ○安否情報の収集・整理・提供の主な流れのフロー図を整理する。	P22～P23
	第9章 保健衛生 の確保その他の 措置	○廃棄物処理に関する対策指針の変更に伴い、記載事項を整理する。	P26

2 市国民保護対策本部の設置に関する事項の変更

編	章	変更要旨	新旧対照表
第3編 武力攻撃 事態等への対処	第2章 市対策本 部の設置等	○市国民保護対策本部の設置場所を地域防災計画に定める災害対策本部の設置場所(防災センター)に変更するとともに、当該施設が被災した場合の予備施設の開設順位を明確にする。	P15～P16

3 市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に伴う変更

編	章	変更要旨	新旧対照表
第3編 武力攻撃 事態への対処	第7章 武力攻撃 災害への対処	○市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に伴い、武力攻撃原子力災害への対処等について、同計画に定められた措置に準じた措置を講ずることを追加する。	P23～P25

4 資料編の新規追加

編	章	変更要旨	新旧対照表
第1編 総論	第1章 市の責 務、計画の位置 づけ、構成等	○市国民保護計画の構成に「資料編」を追加する。	P1～P2
第2編 平素から の備えや予防	第1章 組織・体 制の整備等	○各部局が実施する平素の業務を資料 201-1 として追加する。	P10
第3編 武力攻撃 事態等への対処	第1章 初動連絡 体制の迅速な確 立及び初動措置	○多数の人を殺傷する行為等の事案発生時の初動連絡体制を資料 301-1 として追加する。	P15
	第2章 市対策本 部の設置等	○市対策本部の組織、所掌事務について、それぞれ資料 302-1、資料 302-2 として追加する。	P16